

子ども基本条例の文体について

子どもの基本条例の文体については、審議会での協議の結果、「です・ます体」に決定したところでありますが、子どもに関する施策について協議する市の内部組織である『子育て支援連絡会議』において協議したところ、法制の担当から、前文は「です・ます体」のままでもよいが、本文は「である体」で表記した方が望ましい、という意見が出ておりますので、その理由を記載するとともに、再度協議をお願いしたいと思います。

「である体」で表記したい理由

- ①以前「市民参画条例」を制定した際にも「です・ます体」で表記したいという意見があったが、最終的には「である体」で統一してもらったということがある。市の方針を統一しておくためにも「である体」で表記したいし、「市民参画条例」策定作業に参加していただいた市民の方に対しても不満感を与えることにならない。
- ②用語の口語調への置換えは、時として条例運用上の課題を生み出すことがある（担当者によって解釈・運用が変わる可能性がある）。従来型の用語法は、誰が読んでも同じ解釈ができ適正な運用が確保できるよう、長年にわたり編み出された優れた法制技術である。
- ③理念条例であれば「です・ます調」を容認する検討もできるが、子ども基本条例案を見ると、子どもの権利や市民の行動規範を示しており、また、救済機関という公権力の行使に係る制度の導入も検討されていることから、「である体」が望ましい。